

【常陽貸金庫（簡易型）規定】

1. (保護箱の使用)

この保護預りでは、保管物は当行所定の貸金庫保護箱（以下「保護箱」という）に収納したうえ、その保護箱を預けてください。

2. (保管物の範囲)

(1) 保護箱には、次に掲げるものを収納することができます。

- ① 公社債券、株券その他の有価証券
- ② 預金通帳・証書、契約証書、権利証その他の重要書類
- ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
- ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは収納をおことわりすることがあります。

(3) 保護箱には、次に掲げるものを格納することができません。

- ① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用防止の観点からリスクの高いと考えられるもの。
- ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、保護箱の通常の用法による保管に適さないもの。

3. (利用目的の確認)

(1) 保護箱の契約の締結または利用等に当たっては、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用防止の観点から、格納物が第2条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。申出がない場合はご利用を制限させていただく場合がございます。

(2) 保護箱が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、保護箱内外へのカメラ設置・記録や利用時の行員立ち会い等などの適切な方法で保護箱の利用状況を確認させていただく場合がございます。

4. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに預け主または当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

5. (手数料)

(1) この保護預りの手数料は、当行所定の料金により1年分を前払いとするものとし、毎年4月の当行所定の日に、預け主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ手数料に充当します。なお、当初契約期間の手数は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。

(2) 手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了までの手数料を月割計算により返戻します。

6. (鍵の保管)

保護箱に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は預け主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ預け主が届出の印章により封印し、当行が保管します。

7. (保護箱の受け渡し等)

- (1) 保護箱の受け渡しを請求するときは、預け主または預け主があらかじめ届出た代理人が当行所定の依頼書に届出の印章により記名押印して提出して下さい。
- (2) 保護箱の受け渡しまたは保管の依頼をするときは、保護箱が施錠されていることを確認して下さい。
- (3) 保護箱の開錠および施錠は、正鍵を使用して行ってください。
- (4) 保管物の出し入れは、当行所定の場所で行ってください。また、保護箱はその場所以外は持たさないでください。

8. (届出事項の変更等)

- (1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。正鍵を失ったときもしくはき損をしたときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

9. (印章、鍵の喪失時等の取扱い)

- (1) 印章または正鍵を失った場合の保護箱の受け渡しは、当行所定の手続きをした後で行ってください。
この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。

10. (保護箱等の変更)

前条第2項の場合または保護箱(錠前を含む)のき損・不調等が生じた場合に、当行が保護箱またはその錠前の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

11. (印鑑照合等)

依頼書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて保護箱の受け渡しその他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認する義務を負いません。

12. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により保管施設の事故等が発生したため、保護箱の受け渡しに直ちに応じられない場合であっても、このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による保管物の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- (3) 預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保管物の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

13. (反社会的勢力との取引拒絶)

この保護箱は、第14条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第14条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの保護箱の使用申込をおことわりするものとします。

14. (解約等)

- (1) この契約は、預け主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続をしたうえ保護箱および正鍵は直ちに返却してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をとってください。第4条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
- ① 預け主が手数料を支払わないとき
 - ② 預け主について相続の開始があったとき
 - ③ 預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保管物の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 預け主または代理人がこの規定に違反したとき
 - ⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
 - ⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第3条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
 - ⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与等、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預け主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの保護箱の利用を停止し、または預け主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえ保護箱を明渡してください。なお、この利用の停止または解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この利用の停止または解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 預け主が保護箱使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預け主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。

- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- ③ 預け主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) 前3項による保護箱の返却、正鍵の返却等の手続が遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から返却の日の属する月までの手数料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第5条第3項にもとづく返却金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足金額を返却の日に第5条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項から第3項による保護箱の返却、正鍵の返却等の手続が3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して保護箱を開錠のうえ、保管物を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当行は保護箱の開錠に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は預け主の負担とします。
- (6) 手数料、遅延損害金その他預け主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。
15. (保管物の一時引き取り等)
- (1) 保護箱の保管施設の修繕または移転その他やむを得ない事由により、当行が保管物の一時引き取りを求めたとき、直ちにこれに応じてください。
 - (2) 前項の事由が生じたときは、当行は預け主にあらかじめ通知することにより当行の本支店または当行が相当と認める第三者に保護箱の保管を委託することができるものとします。
16. (緊急措置)
- 法令の定めるところにより保管物の開示もしくは引き渡しを求められたとき、または店舗の火災、保管物の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して保護箱を開錠し、その他臨機の処置をすることができるものとします。このため生じた損害については当行は責任を負いません。
17. (譲渡、質入れ等の禁止)
- (1) この契約による受け渡し請求権等の預け主の権利は譲渡または質入れすることはできません。
 - (2) 保護箱および鍵は譲渡、質入れまたは転貸することはできません。
18. (規定の変更)
- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することによ

り、変更できるものとします。
(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2026年3月2日現在)